

**申告が  
必要です!**

# 平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

**所得変動に伴う住民税の還付を受ける  
ためには申告が必要となります。**

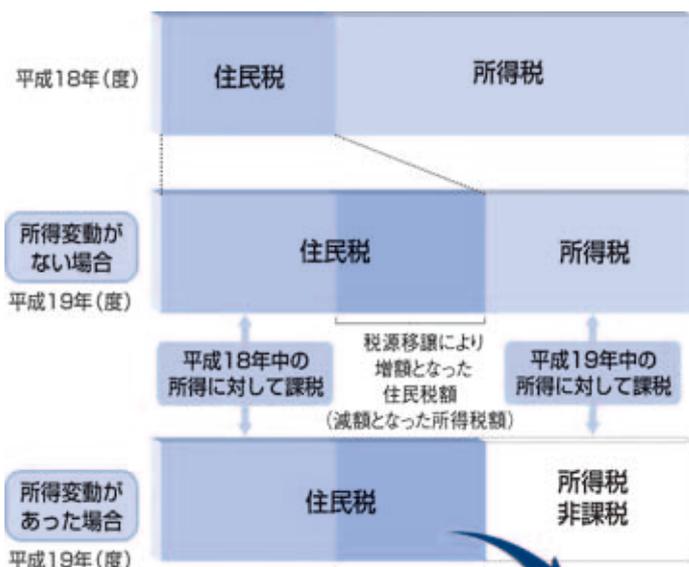
平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

**申告期間**  
平成20年  
7月1日～31日  
まで

**申告先**  
平成19年1月1日現在  
お住まいの市区町村

平成19年から税源移譲によって、  
所得税・住民税が  
これまでと変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、  
国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。  
それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、  
その分6月から住民税が増えています。  
しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は  
基本的には変わりません。



## 所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	↓ 還付されます!!
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

	平成19年(度) 収入なし		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

# 特定健診・保健指導

# Q&A

part 2

新しく変わる特定健診に

ついて問合せが多い内容を

Q&Aでお知らせしていま

す。今回は次の4点です。

## 問

被扶養者の受診券があれば、

必用町の健診会場へ受診しければ

いいですか。

## 答

市町村が運営する国民健康保険は、

多くの社会保険や健康保険組合と全国

規模での契約を結んでいるため、ほと

んどの場合は町の健診会場で受けられ

ますが、建設国保や大きな健康保険組

合の中には、契約に参加せず、独自に

健診場所を指定しているところもあり

ます。このような場合には、町の健診

会場では受けることができませんので

受診券が届いたら内容を確認してい

ただ、不明な点は各保険にご確認くだ

さい。

## 問

39歳以下の健診はどのような

のがか。

## 答

特定健診等の実施範囲は、40歳から

74歳までとなっています。しかし、南

部町では、住民の皆様健康を維持し

ていただくため、健康増進計画の一環

として、特定健診や事業主健診の対象

とならない方についても、これまでと

同様に健診を実施していきます。

ただし、お勤めをされている場合に

は、会社の健診が優先義務となります

ので、事業主健診を受けて下さい。

## 問

75歳以上の健診はどのような

のがか。

## 答

75歳以上の方は平成20年度から

後期高齢者医療制度に加入されていま

すが、健診については39歳以下の人と

同様に町で受けることが出来ますので、

これまでと同様に健診を受けてくだ

さい。

## 問

ガン検診はどのような

のがか。

## 答

これまでと同様に、健診の時期に同

時に実施いたします。また、各種

ガン検診は町で実施する検診なので、

保険の区別に関係なく受けていただけ

ます。

## 特定健診の問合せ先

種別	保険者名	問合せ先
国保	南部町国民健康保険	0556-66-3405
		0556-64-4836
医師国保	山梨県医師国保組合	055-222-0003
建設国保	中央建設国民健康保険組合山梨支部	055-232-8845
社会保険	山梨県社会保険事務局 または 社会保険健康事業団山梨県支部	055-231-8778
		055-224-3341
健康保険組合	山梨中央銀行健康保険組合	055-224-1138
	山梨交通健康保険組合	055-223-0807
	山梨県自動車販売整備健康保険組合	055-263-1651
	シチズン山梨健康保険組合	0555-23-6488
	山日ワイビーエス健康保険組合	055-231-3088
	東京電力山梨支部	055-270-2175
	甲信越しんきん山梨支部	055-228-5943
共済組合	甲信越信用組合山梨支部	055-232-5848
	山梨連合会事務局	055-230-2027
	山梨地区共済組合連絡協議会	055-223-1745

今年の健診(総合健診・特定検診)は9月に実施します。

。県外の健康保険など、ここに記載されていない健康保険については、保険証に記載してある電話番号へお問合せください。

—特集—

# みんなで出来る 地球温暖化対策 ③

県内の主なスーパーマーケットなどで

## 6月30日からレジ袋の 無料配布が中止されます

地球にやさしい  
ライフスタイルの  
実現のため

### ●レジ袋を石油原料に換算すると



LLサイズ1袋



小さなおちよこ  
1杯分(約20ml)

### ●全国で1年間に使用されている 305億枚のレジ袋は…



200ℓのドラム缶

約300万本分(約60万kl)

ごみ処理をはじめ地球温暖化への対応など、私たちを取り巻く環境問題は、日々の暮らしや社会経済活動の結果、生じているものです。そしてこの問題を解決していくためには、一人ひとりの日常生活、その根底にある価値観、社会経済活動の仕組みなどを環境問題に配慮したものに転換していくことが必要です。

レジ袋など、商品を入れたり包んだりしている容器包装類は、家庭ごみのうち、容積比で6割にもなり、私たちがスーパーなどで受け取るレジ袋は、なんと1年間で一人当たり約240枚にもなります。

6月30日から県内の主なスーパーマーケットなどでレジ袋の無料配布が中止されます。(町内ではHuga(ひゅうが)が6月1日から実施しています)

レジ袋を減らす事は、ちょっとした心がけで始められる地球に優しい活動です。ごみ減量化と資源節約のためにマイバッグ・マイバスケットの持参を心がけましょう。

## 町内でのお買物もマイバックなどの 利用にご協力下さい。

県内実施各店舗名 (敬称略・順不同)

Aコープ  
アマノパークス  
アピタ  
いちやまマート

イトーヨーカドー  
おかじま食品館  
オギノ  
かわすみ

公正屋  
コープやまなし  
市民生協やまなし  
セルバ

ひゅうが  
富士急百貨店  
プラスバリュー  
マックスバリュー

山交百貨店  
やまと

問合せ先 県環境創造課 ☎055-223-1507

水道環境課 ☎66-3407